

課法2-3

課審5-5

査調4-3

平成23年4月18日

各 国 税 局 長  
殿  
沖 縄 国 税 事 務 所 長

国 税 庁 長 官

東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱い  
について（法令解釈通達）

標題のことについて、下記のとおり定めたから、これによらねたい。

なお、この通達による取扱いについては、個々の法人の実情に応じ、懇切かつ具体的に指導するよう万全を期することとされたい。

記

（用語の意義）

1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 災 害 東日本大震災をいう。
- (2) 被災資産 次に掲げる資産で災害により被害を受けたものをいう。

イ 法人（連結法人を含む。以下同じ。）の有する棚卸資産及び固定資産（契約により賃借人が修繕等を行うこととされている

ものを除く。）

- ロ 法人が賃借をしている資産又は販売等をした資産で、契約により当該法人が修繕等を行うこととされているもの

(3) 事業年度等 次に掲げる期間をいう。

イ 法人税法第 13 条（事業年度の意義）及び第 14 条（みなし事業年度）に規定する事業年度

ロ 同法第 15 条の 2（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度

(4) 確定申告書等 次に掲げる申告書をいう。

イ 法人税法第 2 条第 31 号（定義）に規定する確定申告書

ロ 同条第 32 号に規定する連結確定申告書

(災害損失特別勘定への繰入額の損金算入)

2 法人が、災害のあった日の属する事業年度等（以下「被災事業年度等」という。）において、被災資産の修繕等のために要する費用の見積額として次の(1)又は(2)に掲げる金額のうちいずれか多い金額の合計額（当該被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するもの（以下「保険金等」という。）により補填される金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額）以下の金額を災害損失特別勘定として経理したときは、その災害損失特別勘定として経理した金額は、当該被災事業年度等の所得の金額（連結所得の金額を含む。以下同じ。）の計算上、損金の額に算入する。

この場合、当該被災事業年度等の確定申告書等に災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書（別紙様式1）を添付するものとする。

(1) 被災資産（法人税法第33条第2項（資産の評価損の損金算入）の規定の適用を受けたものを除く。）の被災事業年度等終了の日における価額がその帳簿価額に満たない場合のその差額に相当する金額

(2) 被災資産について、災害のあった日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる次に掲げる費用（以下「修繕費用等」という。）の見積額（被災事業年度等終了の日の翌日以後に支出すると見込まれるものに限る。）

イ 被災資産の取壊し又は除去のために要する費用

ロ 被災資産の原状回復のために要する費用（被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用を含む。）

ハ 土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用

ニ 被災資産の損壊又は価値の減少を防止するために要する費用

(注)1 法令の規定、地方公共団体の定めた復興計画等により、一定期間修繕等の工事に着手できないこととされている場合には、上記(2)の「災害のあった日から1年を経過する日」は、「修繕等の工事に着手できることとなる日から1年を経過する日」と読み替えることができる。

2 上記(2)に掲げる金額により災害損失特別勘定に繰り入れる場合には、次のことに留意する。

(1) 法人税基本通達7-7-2（有姿除却）又は連結納税基本通達6-7-2（有姿除却）の適用を受けた資産については、上記イ及びハに掲げる費用に限り災害損失特別勘定の繰入れの対象とすることができる。

(2) 法人税法第33条第2項の規定により評価損を計上した資産については、上記ハ及びニに掲げる費用に限り災害損失特別勘定の繰入れの対象とすることができる。

3 法人税法第72条第1項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する期間（その期間のうちに災害のあった日を含む場合に限る。以下「被災中間期間」という。）について同項の規定を適用した同法第2条第30号に規定する中間申告書を提出する場合には、その被災中間期間において災害損失特別勘定に繰り入れることができることに留意する。

同法第81条の20第1項（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）に規定する期間（その期間のうちに災害のあった日を含む場合に限る。被災中間期間と併せて、以下「被災中間期間等」という。）について同項の規定を適用した同法第2条第31号の2に規定する連結中間申告書を提出する場合にも、同様とする。

この場合、当該被災中間期間等の中間申告書又は連結中間申告書に災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書（別紙様式1）を添付するものとする。

4 上記(注)3により被災中間期間等において災害損失特別勘定に繰り入れた金額（以下「中間繰入額」という。）がある場合における被災事業年度等の災害損失特別勘定の繰入れに当たり、被災事業年度等の終了の日の翌日から災害のあった日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等の見積額が中間繰入額から被災下半期（被災中間期間等の終了の日の翌日から被災事業年度等の終了の日までの期間をいう。以下同じ。）に修繕費用等として損金の額に算入した金額を控除した金額を超えるときには、その超える部分に相当する金額を繰入れ

の対象とすることができる。

#### (被災資産の修繕費用等の見積りの方法)

3 2 ((災害損失特別勘定への繰入額の損金算入))の(2)の修繕費用等の見積額は、その修繕等を行うことが確実な被災資産につき、例えば次の金額によるなど合理的に見積もるものとする。

- (1) 建設業者、製造業者等による当該被災資産に係る修繕費用等の見積額
- (2) 相当部分が損壊等をした当該被災資産につき、次のイからロを控除した金額

イ 再取得価額又は国土交通省建築統計年報の建築価額等を基礎として、その取得の時から被災事業年度等終了の日まで償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額

ロ 被災事業年度等終了の日における価額

(注) 被災中間期間等において災害損失特別勘定に繰り入れる場合には、上記の「被災事業年度等終了の日」は「被災中間期間等終了の日」と読み替えることに留意する。

#### (災害損失特別勘定の益金算入)

4 次に掲げる事業年度等の区分に応じ、災害損失特別勘定の金額のうちそれぞれ次に掲げる金額を当該事業年度等の所得の金額の計算上、益金の額に算入するものとする。この場合、当該事業年度等の確定申告書等には、災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書(別紙様式2)を添付するものとする。

(1) 災害のあった日から1年を経過する日の属する事業年度等(以下「1年経過事業年度等」という。) 当該1年経過事業年度等終了の日における災害損失特別勘定の金額

(2) 1年経過事業年度等前の各事業年度等

イ 当該各事業年度等が、被災中間期間等において災害損失特別勘定に繰り入れた場合の被災事業年度等であるとき 被災下半期において被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入した金額の合計額(保険金等により補填された金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額)

ロ 当該各事業年度等が、半年決算であるなどにより被災事業年度等と1年経過事業年度等との

間に事業年度等が存する場合における当該事業年度等であるとき 当該事業年度等において被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入した金額の合計額(保険金等により補填された金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額)

(注) 2 ((災害損失特別勘定への繰入額の損金算入))の(注)1の適用を受けている場合であっても、1年経過事業年度等は「修繕等の工事に着手できることとなる日から1年を経過する日」の属する事業年度等とはならないことに留意する。

#### (修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の益金算入の特例)

5 被災資産に係る修繕等がやむを得ない事情により1年経過事業年度等終了の日までに完了しなかったため、同日において災害損失特別勘定の残額(次の(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した金額をいう。以下同じ。)を有している場合において、当該1年経過事業年度等終了の日までに災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書(別紙様式3)を所轄税務署長(国税局の調査課所管法人にあつては、所轄国税局長)に提出し、その確認を受けたときは、修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度等(以下「修繕完了事業年度等」という。)をもって4(1)((災害損失特別勘定の益金算入))の1年経過事業年度等とすることができる。

(1) 被災事業年度等において災害損失特別勘定に繰り入れた金額

(2) 被災事業年度等終了の日の翌日から1年経過事業年度等終了の日までに被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入する金額の合計額(保険金等により補填される金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額をいい、以下「修繕済額」という。)

(注) 上記の取扱いの適用を受ける場合には、その取扱いの適用を受ける前の1年経過事業年度等までの各事業年度等において、修繕済額と災害損失特別勘定の残額から修繕費用等の見込額(1年経過事業年度等終了の日の翌日から修繕完了事業年度等終了の日までに支出することが見込まれる修繕費用等の金額の合計額(保険金等により補填され

る金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額をいい、災害損失特別勘定の残額を限度とする。)をいう。)を控除した金額との合計額に相当する災害損失特別勘定の金額を益金の額に算入することとなる。

#### (災害損失特別勘定を設定した場合の災害損失の範囲)

- 6 法人税法第 58 条第 1 項(青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し)の規定の適用に当たり、災害のあった日の属する事業年度(以下「被災事業年度」という。)において災害損失特別勘定に繰り入れた金額は、当該被災事業年度の災害損失の額(法人税法施行令第 116 条第 1 項(災害による繰越損失金の範囲)に規定する損失の額をいう。以下同じ。)に含まれることに留意する。
- (注) 被災事業年度が法人税法第 2 条第 37 号に規定する青色申告書を提出する事業年度(以下「青色事業年度」という。)である場合には、この取扱いはないことに留意する。

#### (修繕費用等の支出がある場合の災害損失の額の計算)

- 7 法人税法第 58 条第 1 項の規定の適用に当たり、災害損失特別勘定に繰り入れた被災事業年度後の事業年度(当該事業年度が青色事業年度である場合を除く。)開始の日において災害損失特別勘定の金額がある場合には、当該事業年度において修繕費用等として損金の額に算入した金額(保険金等により補填された金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額をいい、災害損失の額に該当する部分の金額に限る。)の合計額から当該事業年度開始の日における災害損失特別勘定の金額を控除した残額が当該事業年度における災害損失の額となることに留意する。

#### (繰延資産の基因となった資産について損壊等の被害があった場合)

- 8 2 から 7 まで(災害損失特別勘定への繰入額の損金算入等)の取扱いは、災害により法人税法施行令第 114 条(固定資産に準ずる繰延資産)に規定する繰延資産につき、当該繰延資産に係る他の者の有す

る固定資産について損壊等の被害があった場合について準用する。

#### (損壊した賃借資産等に係る補修費)

- 9 法人が賃借資産(賃借をしている土地、建物、機械装置等をいう。)につき修繕等の補修義務がない場合においても、当該賃借資産が災害により被害を受けたため、当該法人が、当該賃借資産の原状回復のための補修を行い、その補修のために要した費用を修繕費として経理したときは、これを認める。

法人が、修繕等の補修義務がない販売をした又は賃貸をしている資産につき補修のための費用を支出した場合においても、同様とする。

- (注) 1 この取扱いにより修繕費として取り扱う費用は、災害損失特別勘定の繰入れの対象とはならないことに留意する。
- 2 当該法人が、その修繕費として経理した金額に相当する金額につき賃貸人等から支払を受けた場合には、その支払を受けた日の属する事業年度等の益金の額に算入する。
- 3 法人が賃借している法人税法第 64 条の 2 第 1 項(リース取引に係る所得の金額の計算)に規定するリース資産が災害により被害を受けたため、契約に基づき支払うこととなる規定損害金(免除される金額及び被災事業年度等において支払った金額を除く。)については、被災事業年度等において、未払金として計上することができることに留意する。

#### (被災者用仮設住宅の設置費用)

- 10 法人が、災害により被災した役員又は従業員(以下「従業員等」という。)の住居として一時的に使用する建物(以下「仮設住宅」という。)の用に供する資材(以下「仮設住宅用資材」という。)の取得又は賃借をして仮設住宅を設置した場合において、当該仮設住宅の組立て、設置のために要した金額につきその居住の用に供した日の属する事業年度等において費用として経理したときには、これを認める。

法人が取得をした仮設住宅用資材について、これを反復して使用する場合には、通常の例により償却するものとするが、仮設住宅のためにのみ使用することとしている場合には、その見積使用期間を基礎

として償却することを認める。この場合において、当該見積使用期間を基礎として償却を行うときは、その取得価額から当該見積使用期間に基づき算定した処分見込価額を控除した金額を基礎として償却額を計算するものとする。

(注) 法人が、仮設住宅の一部を自己の従業員等以外の被災者の居住の用に供した場合においても、同様とする。

別紙様式 1

災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	( )
----------------------	---	---	-----	-----

災 害 の あ っ た 日		1	平	・	・	当 期 繰 入 額	5	円
繰入 限度 額の 計算	費用の見積額の合計額 (17の合計額)	2				繰 入 限 度 額 (4)	6	円
	保険金等の額の合計額 (18の合計額)	3				繰 入 限 度 超 過 額 (5) - (6) (マイナスの場合は0)	7	
	繰 入 限 度 額 (2) - (3)	4				期末災害損失特別勘定残高 (5) - (7)	8	
被 災 資 産 の 修 繕 等 の た め に 要 す る 費 用 の 見 積 額 の 明 細								
被 災 資 産 の 明 細	名 称 及 び 種 類 又は 共 通 費 用 の 費 目							
	被 災 資 産 の 所 在 地							
	構 造 、 設 備 の 種 類 及 び 細 目							
	事業の用に供した年月日	昭	平	・	・	昭	平	・
価 値 の 減 少 額	被 災 資 産 の 帳 簿 価 額	9						円
	被 災 資 産 の 価 額	10						円
	価 値 の 減 少 額 (9) - (10)	11						円
修 繕 費 用 等 の 見 積 額	翌 期 以 後 の 修 繕 費 用 等 の 見 積 額	12						円
	再 取 得 価 額 等	13						円
	未 償 却 残 額	14						円
	被 災 資 産 の 価 額	15						円
	差 引 見 積 額 (14) - (15)	16						円
費用の見積額 (11)、(12) 又は(16)のうち多い額)		17						円
翌期以後の保険金等の額		18						円

# 災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書の記載の仕方

1 この明細書は、法人（連結法人を含みます。以下同じ。）が、災害のあった日の属する事業年度等（法人税法第13条及び第14条に規定する事業年度並びに同法第15条の2に規定する連結事業年度をいいます。）において、平成23年4月18日付「東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて」（法令解釈通達）に定めるところにより、被災資産に係る修繕費用等の見積額につき、災害損失特別勘定の繰入れをする場合に記載します。

なお、連結法人については、災害損失特別勘定の繰入れをする連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

（注） 法人が、災害のあった日の属する中間申告期間につき仮決算による中間申告又は連結中間申告をする場合において、災害損失特別勘定の繰入れをするときにもこの明細書を記載します。

2 「災害のあった日1」には、被災資産について災害のあった日を記載します。

3 「当期繰入額5」には、法人が当期において災害損失特別勘定として経理した金額を記載します。

4 「被災資産の修繕等のために要する費用の見積額の明細」の各欄は、次によります。

なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの「17」欄及び「18」欄に相当する金額の合計額をこれらの欄に記載し、「9」欄から「16」欄までの記載を省略することができます。

（1）「被災資産の明細」の各欄は、修繕等を行うことが確実な被災資産ごとに具体的に記載します。

（2）「価値の減少額」の「被災資産の帳簿価額9」には被災資産の当期末における帳簿価額を、「被災資産の価額10」には被災資産の当期末における時価を記載します。

（注） この場合の被災資産には、法人税法第33条第2項（資産の評価損の損金算入）の規定の適用を受けたものは含まれません。

（3）「修繕費用等の見積額」の各欄は、次によります。

イ 「翌期以後の修繕費用等の見積額12」には、被災資産について、災害のあった日から1年を経過する日（例えば、災害のあった日が平成23年3月11日である場合には、平成24年3月11日）までに支出すると見込まれる次に掲げる費用（以下「修繕費用等」といいます。）の見積額のうち、当期末の翌日以後に支出すると見込まれる金額を記載します。

① 被災資産の取壊し又は除去のために要する費用

② 被災資産の原状回復のために要する費用（被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用を含みます。）

③ 土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用

④ 被災資産の損壊又は価値の減少を防止するために要する費用

（注）1 法令の規定、地方公共団体の定めた復興計画等により、一定期間修繕等の工事に着手できないこととされている場合には、その工事に着手できることとなる日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等の見積額を記載することができます。

2 法人税基本通達7-7-2（有姿除却）又は連結納税基本通達6-7-2（有姿除却）の適用を受けた資産については、上記①及び③に掲げる費用に限り繰入れの対象とすることができます。

3 法人税法第33条第2項の規定により評価損を計上した資産については、上記③及び④に掲げる費用に限り繰入れの対象とすることができます。

ロ なお、上記イの修繕費用等の見積額は、例えば建設業者、製造業者等による当該被災資産に係る修繕費用等の見積額によるなど合理的に見積もることとしてください。

ハ 「再取得価額等13」には、相当部分につき損壊等をした当該被災資産の当期末における再取得価額又は国土交通省建築統計年報の建築価額等を記載します。

ニ 「未償却残額14」には、上記ハの再取得価額等を基礎として当該被災資産の取得の時から当期末まで償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額を記載します。

ホ 「被災資産の価額15」には、当該被災資産の当期末における時価を記載します。

ヘ 「差引見積額16」には、「14」欄の金額から「15」欄の金額を控除した残額を記載します。

なお、修繕費用等の見積額は、上記ロの方法及び上記のニからホを控除して算定する方法以外の合理的な算定方法によることも認められますので、その合理的な算定方法による場合には、それによって算出した修繕費用等の見積額を「16」欄に記載します。

（4）「翌期以後の保険金等の額18」には、翌期以後において当該被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するものにより補填される金額がある場合に、当該補填されると見込まれる金額を記載します。

別紙様式 2

災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	： ：	法人名	( )
----------------------	--------	-----	-----

災害のあった日	1	平 . .	翌 期 繰 越 の 計 算 額	期首現在額	9	円	
同上の日から1年を経過する日	2	平 . .		当期 取崩額	修繕等をした 場合の取崩額	10	
修繕等が遅れた場合の 修繕完了事業年度等	3	平 . . 平 . .		同上以外の場合 による取崩額	11		
当期 益 金 算 入 額	修繕等をした場合の取崩額 (20の合計額)	4		計 (10) + (11)	12		
	同上のうち保険金等 により補填された金額	5		差引期末現在額 (9) - (12)	13		
最終取崩事業年度等 における取崩額	6			減 算	同上のうち前期末 までに益金の額に 算入された金額	14	
要取崩額	7		当期中において益金の額 に算入すべき金額 (8)	15			
益金算入額	8		期末災害損失特別勘定残高 (13) - (14) - (15)	16			

当期において被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入した金額の明細

被災 資産	名称及び種類 又は共通費用の費目				
	被災資産の所在地				
	構造、設備の 種類及び細目				
修繕等の工事の名称等	17				
同上の修繕等の工事期間	18	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .
同上の修繕等の工事に 係る修繕費用等の金額	19	円	円	円	円
同上のうち当期において 損金の額に算入した金額	20				

# 災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書の記載の仕方

1 この明細書は、法人（連結法人を含みます。以下同じ。）が平成23年4月18日付「東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて」（法令解釈通達）（以下「費用通達」といいます。）に定めるところにより、災害損失特別勘定の繰入れをした事業年度等（法人税法第13条及び第14条に規定する事業年度並びに同法第15条の2に規定する連結事業年度をいいます。）後の事業年度等において災害損失特別勘定の金額を取り崩す場合に記載します。

なお、連結法人については、災害損失特別勘定の取崩しをする連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

(注) 法人が、当期に属する中間申告期間につき仮決算による中間申告又は連結中間申告をして、災害損失特別勘定の繰入れを行った場合において、当期において災害損失特別勘定の金額を取り崩すときにもこの明細書に記載します。

2 「災害のあった日1」には、被災資産について災害のあった日を記載します。

3 「同上の日から1年を経過する日2」には、「1」欄に記載した日から1年を経過する日（例えば、災害のあった日が平成23年3月11日である場合には、平成24年3月11日）を記載します。

4 「修繕等が遅れた場合の修繕完了事業年度等3」には、「2」欄に記載された日の属する事業年度等（以下「1年経過事業年度等」といいます。）終了の日までに「災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書」を所轄税務署長（国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長）に提出した場合に、修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度等（以下「修繕完了事業年度等」といいます。）を記載します。

5 「修繕等をした場合の取崩額4」には、当期が1年経過事業年度等（修繕完了事業年度等の確認を受けた場合には、修繕完了事業年度等。以下「最終取崩事業年度等」といいます。）前の事業年度等である場合に、「20」欄の合計額を記載します。

6 「同上のうち保険金等により補填された金額5」には、災害損失特別勘定の繰入れをした事業年度等の終了の日の翌日から当期末までに、被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するものにより補填された金額がある場合に、その補填された金額のうち「4」欄の修繕費用等の額に充てた金額を記載します。

7 「最終取崩事業年度等における取崩額6」には、当期が最終取崩事業年度等である場合に、前期の期末災害損失特別勘定残高（「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の「8」欄と「災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書」の「16」欄との合計額をいいます。以下同じ。）を記載します。

8 「要取崩額7」の記載に当たっては、次の場合に応じそれぞれ次により記載します。

(1) 当期が最終取崩事業年度等である場合

「6」の金額を記載します。

(2) 当期が最終取崩事業年度等前の事業年度等である場合 次の表の③の金額を記載します。

「4」欄－「5」欄の金額	①	円
「9」欄の金額のうち税務計算上の災害損失特別勘定の額	②	円
①と②のいずれか少ない金額	③	円

(注) ②は、前期（当期に属する中間申告期間につき仮決算による中間申告又は連結中間申告を行っている場合には、その中間申告期間）の期末災害損失特別勘定残高と一致します。

9 「益金算入額8」は、次の表の⑤の金額を記載します。

「7」欄の金額	①	円
上記8(2)の表の②の金額	②	円
「13」欄－「14」欄の金額	③	円
延長確認申請書の「3」欄の金額	④	円
(①－(②－③))＋④	⑤	円

(注) ⑤がマイナスとなる場合には、「8」欄に△を付して表示し、損金算入します。

10 「期首現在額9」には、当期首現在における法人計算による災害損失特別勘定の金額を記載します。

11 「当期取崩額」の各欄は、法人計算による取崩額を記載します。

12 「減算」の「同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額14」には、「13」欄のうち前期以前において繰入限度超過等によって益金の額に算入した金額を記載します。

13 「当期において被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入した金額の明細」の各欄は、当期が最終取崩事業年度等前の事業年度等である場合に、次により記載します。

(1) 「被災資産」の各欄は、被災資産ごとに具体的に記載します。

なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの合計額を「19」欄及び「20」欄に記載することができます。

(2) 一の被災資産につき複数の修繕等の工事を行っている場合には、次によります。

イ 「修繕等の工事の名称等17」には、複数の工事のうち主なものを「〇〇工事等」と記載します。

ロ 「同上の修繕等の工事期間18」には、複数の工事のうち最初の工事期間の始期から最後の工事期間の終期を記載します。

(3) 「同上の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額19」には、「18」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の金額（見積額を含みます。）を記載します。

なお、修繕費用等とは費用通達の2の(2)に掲げる費用をいいます。

(4) 「同上のうち当期において損金の額に算入した金額20」には、「19」欄に記載した金額のうち、当期において損金の額に算入した金額を記載します。

災害損失特別勘定の益金算入時期  
の 延 長 確 認 申 請 書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成 年 月 日  国税局長 税務署長 殿	提出法人	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	法 人 名 等	
	単連	納 税 地	〒 _____ 電話( ) - _____
	体結	(フリガナ)	
	法親	代 表 者 氏 名	_____ ④
人	代 表 者 住 所	〒 _____	
	事 業 種 目		業

連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等			部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 _____ ( 局 署 ) 電話 ( ) - _____		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名			整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒 _____		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
	事 業 種 目				

災害損失特別勘定の繰入れの対象とした修繕等が 自 平成 年 月 日 事業年度等終了の日までに  
至 平成 年 月 日 完了できない事情にありますので、「東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて」(法令解釈通達)に  
基づき、被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する下記の事業年度等をもって1年経過事業年度等とす  
ることを申請します。

記

被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度等	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	事業年度等
-------------------------------	--------------------------	-------

当期末の災害損失特別勘定の残額	1	円	当期中において益金の額に算入すべき金額 (1)-(2)	3	円
修繕費用等の見込額 (7の合計額) - (8の合計額)	2		延長の対象となる期末災害損失特別勘定残高 (1)-(3)	4	

翌期以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細

被災資産	名称及び種類又は共通費用の費目				
	被災資産の所在地				
	構造、設備の種類及び細目				
翌期以後に完了すると見込まれる修繕等の工事の名称等	5				
同上の修繕等の工事期間	6	平 . . . 平 . . . 平 . . . 平 . . .	平 . . . 平 . . . 平 . . . 平 . . .	平 . . . 平 . . . 平 . . . 平 . . .	平 . . . 平 . . . 平 . . . 平 . . .
同上の修繕等の工事に係る翌期以後の修繕費用等の見込額	7	円	円	円	円
翌期以後の保険金等の額	8				

税 理 士 署 名 押 印 \_\_\_\_\_ ④

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認 印
-------------	----	---------	----------	---------	----	-------	-------	---------

## 災害損失特別勘定の益金算入時期の 延長確認申請書の記載の仕方

- この延長確認申請書は、平成23年4月18日付「東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて」（法令解釈通達）に定めるところにより、災害損失特別勘定の繰入れをした法人又は連結親法人が、1年経過事業年度等（災害のあった日から1年を経過する日の属する事業年度等（法人税法第13条及び第14条に規定する事業年度並びに同法第15条の2に規定する連結事業年度をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）終了の日までに、同通達に定めるところにより修繕完了事業年度等（被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度等をいいます。以下同じ。）をもって1年経過事業年度等とすることを申請する場合に記載します。

なお、1年経過事業年度等終了の日までに修繕等が完了しなかった理由及び申請をした修繕完了事業年度等に修繕等が完了すると見込まれる事情等を適宜の用紙に記載して添付してください。
- 各欄は、次により記載します。
  - 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- 「被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度等」には、当期が1年経過事業年度等に該当し、被災資産に係る修繕等がやむを得ない事情により当期末までに完了しないため、当期末において災害損失特別勘定の残額（次の(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した金額をいいます。以下同じ。）を有している場合において、所轄税務署長（国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長）の確認を受けようとする修繕完了事業年度等を記載します。
  - 被災事業年度等において災害損失特別勘定に繰り入れた金額
  - 被災事業年度等終了の日の翌日から当期末までにおいて被災資産等に係る修繕費用等として損金の額に算入する金額の合計額（保険金等により補填される金額がある場合には、当該金額の合計額を控除します。）
- 「当期末の災害損失特別勘定の残額1」には、当期末における「災害損失特別勘定の損金算入に関する明細書」の「8」欄の金額と「災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書」の『「9」欄の金額のうち税務計算上の災害損失特別勘定の額（裏面の8(2)の表の②の額）－「7」欄の額』に相当する金額の合計額を記載します。
- 「修繕費用等の見込額2」には、1年経過事業年度等の終了の日の翌日から修繕完了事業年度等終了の日までに支出することが見込まれる修繕費用等の金額として、「7」欄の合計額から「8」欄の合計額を控除した金額を記載します。
- 「当期中において益金の額に算入すべき金額3」は、「1」欄の金額から「2」欄の金額を控除した残額を記載しますが、この欄に記載する金額がある場合には、その金額に相当する金額を当期の「災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書」の「益金算入額8」欄の金額に含めて記載します。
- 「翌期以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細」の各欄は、次により記載します。
  - 「被災資産」の各欄は、被災資産ごとに具体的に記載します。

なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの合計額を「7」欄及び「8」欄に記載することができます。
  - 一の被災資産につき翌期以後に完了すると見込まれる複数の修繕等の工事を行うこととしている場合には、次によります。
    - 「翌期以後に完了すると見込まれる修繕等の工事の名称等5」には、複数の工事のうち主なものを「〇〇工事等」と記載します。
    - 「同上の修繕等の工事期間6」には、複数の工事のうち最初の工事期間の始期から最後の工事期間の終期を記載します。
  - 「同上の修繕等の工事に係る翌期以後の修繕費用等の見込額7」には、1年経過事業年度等の終了の日の翌日から修繕完了事業年度等終了の日までに支出することが見込まれる「6」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額を記載します。

なお、修繕費用等とは次の費用をいいます。

    - 被災資産の取壊し又は除去のために要する費用
    - 被災資産の原状回復のために要する費用（被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用を含みます。）
    - 土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用
    - 被災資産の損壊又は価値の減少を防止するために要する費用
- 「翌期以後の保険金等の額8」には、1年経過事業年度等の終了の日の翌日以後において当該被災資産に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するもの（以下「保険金等」といいます。）により補填される金額がある場合に、当該補填されると見込まれる金額（災害損失特別勘定の繰入れをした事業年度等の終了の日の翌日以後に収受した保険金等のうち「7」欄の修繕費用等の額に充てることとしている金額を含みます。）を記載します。
- 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。